

医療法人 栄寿会
認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営規程

1.【施設の概要】

法人名	医療法人 栄寿会
法人所在地	徳島県徳島市名東町1丁目91番地
代表者氏名	理事長 福本 礼
施設名	グループホームひかる
管理者	廣澤千苗
開設年月日	平成13年2月
所在地	徳島県徳島市名東町1丁目91番地
最寄の交通機関	鮎喰町1丁目バス停南500m、名東北分バス停東500m
都市計画法上の用途地域	第2種中高層住居専用地域
建物形態	病院併設型
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建の1.2階部分
面積	敷地面積4430.21㎡ 延床面積606.68㎡1室あたりの平均居室面積14.26㎡（最小9.29㎡）
市町村との連携状況	なし
入居者家族会等の状況	あり
介護相談員等の受入状況	なし
定員	1階9名、2階9名、合計18名
電話番号 FAX番号	088-631-9111 088-633-2256
事業所番号	3610125381

第一章 事業の目的および運営の方針

(事業の目的)

第一条 要支援2または要介護者であつて認知症の状態にあるものが、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(運営の方針)

第二条「地域交流で広がる豊かな心・ゆとりある生活」

利用者に満足した生活を送っていただくために、私たちは次のようなサービス提供を目指します。

1. 家庭的な思いやりや潤いのある環境で寄り添うケアを提供します。
2. 利用者のペースに合わせた介護で、あなたの自立を支援します。
3. 利用者の個性とプライバシーを大切に、ご本人に合わせた生活の場を提供します
4. ご家族・友人・知人等が気軽に面会できるよう配慮します。
5. 積極的にご家族や地域との交流を図り、行事等による社会参加を目指します。

【グループホームひかるの行動指針】

第三条 私たちグループホームひかるで働くすべての者は、認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために力を尽くすことに、使命感と誇りを感じています。

グループホームの利用者は自分で自分を守ることが難しくなっておられます。また、介護サービスは、利用者のプライバシーを守るため、人目に触れない形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホームで働く私たちは常に公正でなければならないと自覚しています。

私たちは利用者の利益を守ることを第一に考え、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。このことは、利用者の安心と尊厳のある生活を守ると共に、グループホームに対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じます。

認知症になっても住み慣れた町でふつうの生活を続けることができるグループホームが、多くの地域で生まれ、明るい長寿社会づくりに役立つようにしたいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

1. 私たちは、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めます。
2. 私たちは、利用者が主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重します。
3. 私たちは、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
4. 私たちは、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
5. 私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
6. 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
7. 私たちは、暴力や虐待および身体的精神的拘束を行いません。
8. 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
9. 私たちは、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努力します。
10. 私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

第二章 従業者の職種・員数・職務内容

(従業者の職種・員数)

第四条 従業者の職種と員数は次のとおりとする。

- 1 計画作成担当者；2住居につき1名
- 2 介護従業者；夜勤時間帯以外の時間帯には1住居につき常勤換算法で3名以上とし、うち1名以上は常勤とする。夜勤時間帯は1名以上とする。
- 3 その他職員；適当数

(職務内容)

第五条 計画作成担当者の職務内容は次のとおりとする。

- ① 々の利用者に応じた援助の目標とその目標を達成するための具体的サービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という）の作成・変更
（3ヶ月毎にモニタリング、アセスメント、ケアプラン作成）
 - ②利用者ならびにその家族へのケアプランの説明
 - ③介護従業者へのケアプランの説明と実施にかかる指導
 - ④市町村との連携
- 2 介護従業者の職務内容は次のとおりとする。
- ①ケアプランによる入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練
 - ②相談・援助
 - ③共有スペース・居室の衛生管理
 - ④介護日誌・利用者ごとのケア記録等への記録
 - ⑤レクリエーション等の立案・実施
- 3 その他職員についてはその都度定める。

【グループホームひかる利用者の権利】

独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利

- 安心感と自身をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利

- 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
- 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

【グループホームひかる利用者の義務】

- 1 介護サービスに対する利用料を支払う義務
- 2 より良い介護を受けられるよう介護従事者と協力する義務
- 3 他の利用者が受ける介護サービスに支障を与えないよう配慮していただく義務

第三章 利用定員

(定員)

第六条 利用定員は1住居につき9名で住居の数は2とする。また各居室は個室とする。

第四章 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 の内容および利用料その他の費用の額

(内容)

第七条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「ケア」という）の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者ならびにその家族へのケアプランの説明
- 2 ケアプランによる入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練
- 3 相談・援助
- 4 レクリエーション
- 5 その他

(利用料)

第八条 当該ケアが法定代理受領サービスであるときは指定居宅サービス介護給付費単位数表による額と法定代理受領額との差額

- 2 当該ケアが法定代理受領サービスでないときは指定居宅サービス介護給付費単位数表による額
- 3 その他次の各号に掲げる費用

① 食材料費

朝食；470 円

昼食；700 円

夕食；700 円

①

② 理美容代

1 回 1 8 0 0 円～2 2 0 0 円（業者指定の金額）

③ おむつ代

各種実費

4.【施設の職員体制】従業員の勤務体制

施設の定員より介護保険法上の人員基準に定められた従業員の職種別人員数は以下のとおりです。利用者全体の介護の度合いを考慮して、通常業務に支障がないよう早出・遅出・夜勤等を組み合わせます。

管理者	廣澤千苗
計画作成担当者	天羽優子(介護支援専門員)
介護従業者	各階ごとに常勤換算で、利用者 3 名に対して1名以上 夜間は各階ごとに 1 名以上

④ 居室料

住居 1（1 階）

1 1～1 4・1 7 号室；1 日 1 8 0 0 円

1 5・1 6 号室；1 日 1 5 0 0 円

1 8・1 9 号室；1 日 1 3 0 0 円

住居 2（2 階）

2 1～2 6 号室；1 日 1 8 0 0 円

2 7 号室；1 日 1 3 0 0 円

2 9 号室；1 日 1 1 0 0 円

2 8 号室；1 日 1 2 0 0 円

⑤ その他、利用者に負担させることが適当なもの（居室用テレビ貸出し代等）

第五章 入居に当たっての留意事項

（留意事項）

第九条 利用者は管理者が別に定める事項に留意しなければならない。

施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

2 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

3 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が施設において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。

5.【留意事項】

①消灯時間は、21:00 とします。

②館内は禁煙とします。

他利用者への迷惑行為は禁止します。

③アルコール、たばこ、ライター、刃物等の持ち込みは禁止します

7.【協力医療機関等】

当施設は利用者に対し、協力医療機関・協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

<協力医療機関>

名称	医療法人 栄寿会 天満病院
所在地	徳島市蔵本町1丁目5番地1
電話	088-632-1520

<協力歯科医療機関>

名称	東山歯科医院
所在地	徳島市北矢三町3丁目3番地20号
電話	088-633-8858

医療機関受診(往診)の際は診療内容により別途、窓口負担金額が発生します。

8.【記録について】

当施設は、サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、扶養者やその他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾があるか、又はその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

9.【緊急時の対応、及び、事故発生時の対応】

(緊急時の対応)

その他、入居中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設では、利用者に対し必要な措置を講じますが、まずは協力医療機関、次いで、他の機関での診療を依頼します。原則と

して、依頼前には身元保証人(緊急連絡先)へ速やかに連絡しますが、病状が深刻で、早急な対応が望まれる場合、緊急連絡先に連絡がつかない場合には、関係者への事前説明は行わず、協力医療機関の医師の判断により、搬送いたします。

【事故発生時の対応】

第十条 利用者に事故があった場合、介護従業者はまず応急の処置をし、必要な場合協力医療機関に受診させてから管理者に知らせる。

- ②当該従業者は事故を利用者の介護記録に記録する。
- ③管理者は自ら事故責任者となり対処するか、適当な者を事故責任者として対処させる。
- ④事故責任者は利用者または家族に連絡をとる。損害賠償が予想されるような重大な事故の場合は保険者である市町村にも連絡する。
- ⑤ 事故責任者が必要であると判断した場合は、当該従業者を含めて検討会議を行う。
- ⑥ 検討の結果に従い、事故責任者または当該従業者は利用者または家族に改善・謝罪・損害賠償など具体的な対応を速やかにとる。
- ⑦ 事故責任者は事故の概要を事故報告書類にまとめ再発を防ぐ。

【身体の拘束等について】

第十一条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師等がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする)を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

【虐待の防止等】

第十二条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを

市町村に通報するものとします。

<担当者>

管理者 廣澤 千苗

介護支援専門員 天羽 優子

【衛生管理】

第十三条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

13. 【非常災害対策】

第十四条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者を定めます。

(2) 火元責任者には、各階職員の主任及び職務責任者を充てます。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会います。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任

務の遂行に当たります。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

④ 災害対策訓練(地震、水害等)……年1回以上

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(7) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

14. 【業務継続計画の策定等について】

第十五条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15. 【入居中のリスクについて】

【入居中のリスクに関する事項】を御覧の上、予めご了承下さい。

16. 【苦情または要望】

第十六条 利用者および扶養者は当施設の提供する介護保健施設サービスに対して、苦情または要望等を管理者に申し出ることができます。直接職員等に言いにくい場合は、ご意見箱に投書下さるか、郵送でも構いません。また徳島市の介護担当窓口や徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス苦情処理委員会(Tel 088-665-7205)に申し出ることも出来ます。

苦情または要望等は問題点を改善し、整理・記録し、管理者が管理します。ご不明な点、ご質問、ご意見、見学の希望等ございましたらご遠慮なくおたずねください。

・お問い合わせ(連絡先 Tel 088-631-9111 グループホームひかる管理者 廣澤千苗)

<徳島市介護保険担当窓口>

市町村窓口	住所	電話番号
徳島市市役所 健康福祉部 高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5586

※その他の窓口 ; 徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課 介護保険指導担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 Tel:088-621-2159

第六章 その他運営に関する重要事項

(研修)

第十七条 管理者はケアの質の向上を図るため、従業者に対して随時研修の機会を設けるものとする。

(守秘義務)

第十八条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業者でなくなった後においても当該秘密を保持する旨を従業者との雇用契約

の内容とする。

(その他)

第十九条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は介護保険法ならびに係法令に従うこととし、その他については医療法人栄寿会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成13年2月21日から施行する。

この規程は平成13年6月1日から施行する。

この規程は平成13年9月21日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年1月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規定は令和4年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。